

## 用具規則制定手続き

バージョン 1.0

2011年11月

この文書は R&A と USGA が、関連するテスト方法を変更したり、新しい解釈のガイドラインを導入する過程と共に、将来のゴルフ用具規則の変更を評価し、施行するために用いる手続きを説明しています。

こうした手続きが用具規則制定過程の透明性を高め、製造業者やその他の利害関係者のその過程への参加を促進することが望まれています。個別の事情や状況においては、こうした手続きが修正されることもあり得ます。

こうした手続きは用具に関連する規則にだけ適用されます。それらはその他のゴルフ規則を変更する過程の一部となるようには意図されていません。それらは再検討や修正を受けることが条件となっています。

### 番号 手続き

#### 1 研究プロジェクトの公表

1.1 R&A と USGA は、用具規則変更案あるいはテスト機器やテスト方法の変更に至る可能性があるという両団体が考える研究トピックについての情報を時宜に適った方法で公表する。R&A や USGA のどちらか（あるいは両団体）に支援される学術的な研究や性能統計分析といったその他の趣旨の研究なども公表されることがある。

1.2 該当する場合、提供される情報は研究の説明とその研究がなぜ行なわれていたのかの理由を含む。追加的なプロジェクトの詳細は R&A と USGA が妥当と判断したときに開示される。

1.3 製造業者はその研究に参加し、その研究についてのコメントや意見とそれがどのように行なわれるべきかについての提言を行い、製造業者自身が行なった研究を共有することを要請されることがある。

1.4 公表の時期は、潜在的な市場の混乱を考慮することになる。

#### 2 受け取ったコメントの公表

2.1 規則変更案に応じて R&A と USGA に提供されたコメントは、そのコメントの発言者を特定することを含み、R&A と USGA のそれぞれのウェブサイトで公表される。

2.2 提出者の許可なくコメントが公表されることを防ぐために、適切な管理が実施される。提出者はコメントに次のいずれかを記入した許可書を含めることが求められる。

2.2.1 一語一句変わらずにコメントが公表されることの許可を与える。

2.2.2 公にしにくい情報および/または機密情報を編集したコメントの修正版を公表する許可を与える。提出者は公表するための修正された文書を提供するように要請される。しかしながら、修正された文書の内容は公表されないものと実質的に同様のもの

のでなければならない。  
2.2.3 コメントが公表されることの許可を差し控える。

2.3 R&A と USGA は、提出者がそのコメントの公表を許可するかどうかにかかわらず、すべてのコメントを公平に考慮する。  
不適切なコメントや匿名で提出されたコメントは公表されない。

2.4 公表されたコメントは一定期間、R&A と USGA のウェブサイトで見ることができる。

### 3 個々の提出物への裁定の詳細の公表

3.1 個々の提出物の詳細は一般的には公表されない。そうした詳細は提出者と R&A および/または USGA との間での秘匿情報のままとする。しかしながら、ある裁定が規則の解釈の新しい前例となったり、規則の解釈の修正や明確化となる場合もある。

3.2 次のどちらかの条件を満たす場合、新しい解釈の適用に関する情報は公表されることがある。

3.2.1 R&A と USGA は、その規則の解釈が先例を作ることになる、あるいはそれまでの規則の解釈を変更すると考える。

3.2.2 R&A と USGA は、その解釈が規則に基づき何が認められ、何が認められないのかを理解するという点において他社に有益となりそうだと考える。

3.3 該当する場合には、R&A と USGA は新しい、あるいは改訂された解釈に関する通知のタイミングを、その公表に先立って提出者と話し合う。

3.4 特定の状況に応じて、その情報は R&A と USGA の個々のウェブサイトおよび/または製造業者向けの通知によって公表されることがある。加えて、その情報は次の更新版のガイドブックにも収録されることになる。

### 4 新規に採用された規則への移行を促進するための規定

4.1 R&A と USGA は、新しい用具規則や解釈を採用するときに、製造業者および/または小売業者の商業活動への規定を施行することを避けるように努める。しかしながら、異例の規則変更や異常な状況となった場合には、R&A と USGA は用具の販売および/または製造についての何らかの点に関する規定を援用することが要請されるかどうかを考える。

4.2 R&A と USGA がそうした規定が必要であると考えられる場合、その規定案の理由を述べる通知を利害関係者に提供する。製造業者からのコメントが要請され、R&A と USGA は提出者から提供されたフィードバックについて意見を交わし、考察を行なう。その後、受け取ったコメントから生じる規定の大幅な変更がある場合には、決定が最終となる前に追加的な告知とコメントの手順を行う。

### 5 規則変更の施行過程

- 5.1 用具規則の変更はその度合いと影響の点でかなり大きく異なることもあり得るので、その施行過程は各提案の特質に合わせる。規則変更の異なるタイプの事例は次のものを含む。
  - 5.1.1. 過去の提出物の適合性を変えない規則変更
  - 5.1.2. 過去に適合となった用具を不適合にすることがある規則変更
  - 5.1.3. 既存の規則を緩和する規則変更
- 5.2 R&A と USGA は様々なタイプのゴルフ用具に関する研究を継続的に行なう。ある研究課題が用具規則変更に至る可能性がある場合、「関心のある分野」の通知が R&A と USGA によって公表される。その後、該当する場合、R&A と USGA は実施された研究を公表し、製造業者、その他の関係団体やさらなる利害関係者にコメントやその研究への参加を要請する（1章「研究プロジェクトの公表」で議論されたように）。
- 5.3 実施した研究と受け取ったコメントに基づき、その後 R&A と USGA が用具規則の変更を提案することに決定した場合、提案は告知とコメントの過程を通じて公表される。その提案は必要に応じて次のものを含むことがある。
  - 5.3.1. 認識される問題の説明
  - 5.3.2. 規則変更を施行する目的の説明
  - 5.3.3. 規則変更の影響への考慮
  - 5.3.4. 「関心のある分野」の通知の後で実施されたその規則変更を支持する追加的な研究
  - 5.3.5. 規則変更の説明
  - 5.3.6. 該当する場合には、その規則への適合性を決定するために用いられる機器や手続きの説明
  - 5.3.7. 施行計画案
  - 5.3.8. コメントのための妥当な時間
  - 5.3.9. 別の最近の用具規則あるいは規則変更がある新しい用具規則や規則変更の目的にも同時に影響を与える可能性がある場合、その影響は認識され、評価される。
  - 5.3.10. 関連するその他の項目
- 5.4 この過程を通じて、製造業者は用具規則変更案について、過去の変更に関連する情報を含み、自身のコメントや意見を出すことを要請される。提案が公表された後、R&A と USGA によって規則変更案についてのフォーラムが開催されることがある。
- 5.5 文書でのものやフォーラムが開催される場合はそのフォーラムで受け取ったものも含み、受け取ったコメントは R&A と USGA によって評価される。この評価によって、R&A と USGA は追加的な研究を行うこと、および/または規則変更案の修正がなされることもある。2章「受け取ったコメントの公表」で議論されたように公表の要件を満たしている文書でのコメントは、R&A と USGA のウェブサイトで公表される。
- 5.6 ひとたびすべてのコメントが受け取られ、考慮されたならば、R&A と USGA によって規則変更案に関する最終決定がなされることがある。この決定は時宜に適った方法で公表される。しかしながら、当初の提案に重大な変更がなされ、R&A と USGA によってそうすることが妥当だとみなされた場合、さらなるコメントのために第二の通知が公表される。さらなるコメントが受け取られ、評価された後、R&A と USGA によって

規則変更案に関する最終決定がなされる。

## 6 テスト機器や方法の変更の施行過程

6.1 R&A と USGA はテスト機器と方法論の改善を継続的に研究する。一般に、テスト機器の変更の目的は下記のものを含む。

6.1.1. 専門知識、時間、労力という点で合理的であり、信頼性と再現性があるデータをもたらし、関連する相関関係を満たすプロトコルを用いて測定可能な客観的な基準を確立すること。

6.1.2. 両規則制定団体でひとつのテスト方法を用いることの望ましさ。

6.1.3. 競技現場で実行することが可能なプロトコルの望ましさ。

6.2 R&A と USGA は、ある研究が潜在的に特定のパラメーターを測定するために用いられる現行のテスト機器や方法への著しい変更につながる可能性があると考えられる場合、用具製造業者に「関心のある分野」の通知が公表される。この通知はその研究を行なっている理由とその研究の説明を含む。製造業者は既存のテスト方法や代替テスト方法に関するコメントを提供することや彼ら自身の研究を共有することを要請される。該当する場合には、R&A と USGA はテスト機器研究の最新情報を公表し、その研究を進めていく際に時宜に適った方法でコメントを要請する。

6.3 その研究と用具製造業者から提供されたコメントや研究の評価が終わった後で、R&A と USGA は改善された、あるいは異なるテスト機器や方法を提案することについて決定を行う。改善された、あるいは異なるテスト機器や方法を提案することに決定した場合、その提案は公表され、コメントを要請する。変更を行なわない、あるいは決定を遅らせると決定した場合も、情報が伝えられる。

6.4 該当する場合、テスト機器変更案は次の中の一部あるいはすべてを含む。

6.4.1. テスト機器/方法の変更の説明

6.4.2. なぜその機器/方法の変更が妥当であるのかの説明

6.4.3. その機器/方法の変更を施行する目的の説明

6.4.4. その機器/方法の変更の必要性/利益を支持する研究

6.4.5. 施行計画案

6.4.6. コメントが提供されるための妥当な時間

6.5 受け取ったすべてのコメントは考慮され、許可が与えられた場合（2章「受け取ったコメントの公表」で議論されたように）、そのコメントは公表される。コメントは製造業者によって実行された研究に関する情報、機器/方法の変更の必要性についての意見、ゴルフゲーム、ゴルフ産業、個々の会社への潜在的な影響、潜在的な代替方法、そして提出者によって妥当とみなされるその他の情報を含むことがある。

6.6 コメントによってさらなる研究が R&A と USGA によって行なわれることにつながる可能性もある。その場合、その追加的な研究は公表される。コメントや追加的な研究によって、当初の提案および/または施行計画への変更につながるという可能性もある。そのような変更が R&A と USGA によって重大であると考えられる場合、さらなるコ

メントを受け取るための妥当な時間時間を与えた上で修正案が公表される。

- 6.7 ひとたびすべてのコメントが受け取られ、考慮されたならば、テスト機器/方法案と施行計画に関する最終決定が R&A と USGA によって行われ、時宜に適った方法で公表される。

## 7 規則の目的と意図の保護

- 7.1 R&A と USGA は規則と規則の変更の目的と意図を認識する責任がある。現行の規則の文言が規則や規則変更の目的と意図の脱法を許す余地があると考えられる場合、R&A と USGA は必要な場合、ゴルフ規則で述べられているように次の条項を引き続き適用する。

7.1.1. R&A と USGA は、いつでもクラブと球に関連する規則を変更したり、そうした規則に関連する解釈を示したり、変更する権利を留保する。

7.1.2. 規則では規定されていないが、規則の目的と意図に反していたり、ゲームの本質を著しく変えてしまう恐れのあるクラブや球のデザインは R&A と USGA によって裁定されることになる。

- 7.2 R&A と USGA は用具規則を公正で実際的な方法で作成、解釈、そして施行するためにそうした条項で認められている権限を行使する。そうした条項がなかったならば、用具規則はゲームを守るために必然的に著しくより詳細で事実上より規範的なものになっているだろう。

- 7.3 製造業者の新製品コンセプトおよび/またはプロトタイプの開発過程へのそうした条項の適用の影響を最小限にするために、製造業者はそうした開発の早い段階で R&A および/または USGA と意見交換をすることが奨励される。

- 7.4 ある特定の特徴やコンセプトがゴルフ規則の意図や目的、あるいはゴルフ規則の中の特定の規定に適合しないと決定される場合、R&A および/または USGA はその製造業者に連絡を取り、なぜその特徴がゴルフ規則の意図や目的、あるいはゴルフ規則の中の特定の規定に適合しないのかの説明を含み、その裁定について話し合う。該当する場合には、R&A および/または USGA によってその裁定を支持する研究やテスト結果がその製造業者に提供される。R&A および/または USGA はその製造業者にコメントを提供するのに妥当な期間を与える。そうしたコメントは考慮され、その案件についてさらにその製造業者と議論がなされる。R&A および/または USGA はその提出物に関する最終的な裁定を行い、その製造業者にその旨が告知される。

- 7.5 R&A と USGA は規則の目的と意図が保持されることを確実にするために、その後、用具規則の変更を行なうことや実質的な解釈を公開することを検討することがある。そうした規則や解釈の変更は確立された手続き（3章「個々の提出物への裁定の詳細の公表」と5章「規則変更の施行過程」を参照）にしたがって公表されることになる。